

「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく 振興局見直しの方向性について

県南地区の長崎・県央・島原の各振興局庁舎はいずれも築50年以上が経過して老朽化が進み、それぞれ早期の建て替えが急務となっています。

一方、「長崎県地方機関再編の基本方針（平成20年3月策定）」においては、本土地区に2つの総合地方機関を設置することとしており、現在、県南地区の再編は途中段階にあります。庁舎の建替えも含めての今後の方向性について、現時点での県の考え方は次のとおりです。

今後、県議会や各市町等のご意見を踏まえ、実施案を検討する予定です。

1. 庁舎の位置

県南地区を集約する庁舎（仮称「県南地域事務所」）は、**諫早市内に建設**
建設場所：諫早市から提示されている諫早市永昌東町の市先行取得用地内
（諫早駅の北側、現県央振興局庁舎及び諫早総合病院西側に隣接）

※県央振興局庁舎（築56年・耐震性なし）、長崎振興局庁舎（築58年・耐震性なし）、島原振興局庁舎（築52年・耐震化済み）

→いずれも早期建て替えが必要→県南地域事務所庁舎に集約して建設

2. 今後の進め方

県南地区再編後の体制と機能については、基本方針（平成20年3月策定）の考え方を基本としながら、県議会や各市町等のご意見を踏まえ、振興局のあり方について検討したうえで再編の実施案を策定し、庁舎建設に向けた手続きに着手

【スケジュール】

～令和2年度	振興局のあり方について検討
令和2年度末頃	県南地区の再編の実施案を策定
令和3年度～	県南地区を集約する庁舎の設計・建設
令和7年度中	県南地区の再編を実施

3. 再編後の機能・体制（現時点の考え方）

○再編後も長崎地区に配置する機能・体制

- ・税務窓口機能
- ・保健所
- ・水産業普及指導センター
- ・土木維持管理機能
- ・長崎港湾漁港事務所
- ・大規模プロジェクトを実施・推進する事務所 等

○再編後も島原地区に配置する機能・体制

- ・税務窓口機能
- ・保健所
- ・水産業普及指導センター
- ・農業普及機能
- ・家畜保健衛生所
- ・土木維持管理機能
- ・雲仙普賢岳の防災・減災対策機能
- ・大規模プロジェクトを実施・推進する事務所 等

○県南地域事務所に集約：上記以外の機能（管理部門、地域づくり部門、農業土木及び林業部門、土木の建設改良機能）

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The records should be kept up-to-date and should be easily accessible to all relevant parties.

2. The second part of the document outlines the procedures for handling any discrepancies or errors that may arise. It is important to identify the source of the error as soon as possible and to take appropriate corrective action. This may involve adjusting the records and notifying the relevant parties.

3. The third part of the document discusses the role of the internal control system in preventing and detecting errors. A well-designed internal control system can help to ensure that all transactions are recorded accurately and that any errors are identified and corrected promptly.

4. The fourth part of the document outlines the responsibilities of the management and the internal control system in ensuring the accuracy of the financial statements. Management is responsible for the overall accuracy of the financial statements, while the internal control system is responsible for providing a reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatements.

5. The fifth part of the document discusses the importance of regular reviews and audits of the financial records. Regular reviews can help to identify any errors or discrepancies early on, while audits can provide an independent assessment of the accuracy of the financial statements. It is important to ensure that the internal control system is regularly reviewed and updated to reflect any changes in the business environment.

「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく 振興局見直しの方向性について

◆今後の方向性

○庁舎の位置

県南地区を集約する庁舎は、諫早市内に建設

建設場所：諫早市から提示されている諫早市永昌東町の市先行取得用地内
(諫早駅の北側、現県央振興局庁舎及び諫早総合病院西側に隣接)

○今後の進め方

県南地区再編後の体制と機能については、基本方針(平成20年3月策定)の考え方を基本としながら、振興局のあり方について検討したうえで再編の実施案を策定し、庁舎建設に向けた手続きに着手

【スケジュールの想定】

- ～令和2年度 振興局のあり方について検討
- 令和2年度末頃 県南地区の再編の実施案を策定
- 令和3年度～ 県南地区を集約する庁舎の設計・建設
- 令和7年度中 県南地区の再編を実施

◆背景等

「長崎県地方機関再編の基本方針」策定 (平成20年3月)

○本土地区は県北・県南の2地区に区分し、総合事務所を設置して集約

(県南地区は庁舎確保の課題があるため、当面は長崎・県央・島原の3地区に区分)

⇒地方機関再編は途中段階であり、県南地区の再編を行う必要

当面の再編を実施(平成21年4月)

○県北地区は基本方針の最終形を概ね実現(田平・大瀬戸両地区の土木事務所の機能を県北振興局に集約等)

振興局のあり方を検討するうえで 考慮すべき要素

- ◎厳しさを増す財政状況
→さらなる行革(組織集約による効率化)が必要
- ◎防災拠点としての振興局庁舎の確保
→老朽化した各振興局庁舎の建替えを集約と併せて実施する必要
- ◎生活圈域の広域化等を踏まえた体制
→道路交通の利便性向上や行政サービスへのICT活用に応じた適正配置
- ◎災害対応も考慮した配置
→頻発する災害への対応も踏まえた地方機関の適正配置
- ◎新庁舎の適正規模
→必要な行政サービスを提供できる効率的な行政体制と庁舎規模の検討

これまでの取組み（基本方針策定～当面の再編）

1. 「長崎県地方機関再編の基本方針」の策定（H20. 3）

Point

○本土地区は県北・県南の2地区に区分し、総合事務所を設置して集約

（県南地区は庁舎確保の課題があるため、当面は長崎・県央・島原の3地区に区分

「長崎県地方機関再編の基本方針」（以下「基本方針」）の概要

【本土地区】

①区域を県北・県南の2地区に区分し、総合地方機関を設置

※総合地方機関に集約する地方機関

振興局、県税事務所、保健所、水産業普及指導センター、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、農村整備事務所、林業事務所、土木事務所

②県の直接執行業務に特化

③総務事務等の共通事務の集約・効率化

④必要な支所等の配置

◆ただし、①については、県北地区は県北振興局を拠点とすることが想定されるものの、県南地区は既存庁舎で対応することは困難であり、新たな庁舎を確保する必要がある。このため、県南地区は庁舎の確保ができるまでの間、その区域を長崎・県央・島原の3地域に区分し、それぞれに総合地方機関を設置する（当面の再編）。

【離島地区】

地方局・保健所・家畜保健衛生所を一事務所へ統合

＜策定の背景＞

平成19年当時、本県の地方機関の配置は、約40年にわたり当時の体制を基本に継続してきた状況にあったが、

①市町村合併の進展による市町の規模・能力の拡大

②地方分権改革、権限移譲への取組み

③交通・通信網の整備による生活圏域の拡大

④さらなる行財政改革の要請

を背景として、地方機関のあり方を全体的に見直すこととし、平成20年3月、基本方針を策定した。

2. 基本方針に基づく「当面の再編」(H21.4)

Point

○本土2地区のうち、県北地区は基本方針の最終形を概ね実現
(田平・大瀬戸両地区の土木事務所の機能を県北振興局に集約 等)

※県南地区は最終再編を念頭に、当面集約可能な部門は先行して集約(長崎地区の農林部門、島原地区の税務部門を県央振興局に集約)

<当面の再編の具体的内容>

平成21年4月、県北地区と離島地区は再編を実施し、県南地区は当面の措置として、従前のまま3地区体制を継続し、それぞれ振興局に集約

【長崎地区】

- ・長崎振興局(管理部、税務部、保健部、建設部、長崎港湾漁港事務所)に集約
- ・農林部門は、行政・普及・家畜保健衛生・農村整備・林業の連携促進のため、県央振興局へ統合し、長崎地区内は西海事務所のみ配置

【県央地区】

- ・県央振興局(管理部、税務部、保健部、農林部、建設部)に集約

【島原地区】

- ・島原振興局(管理部、保健部、農林水産部、建設部)に集約
- ・税務部門は県央振興局に集約し、島原地区内は窓口機能を担う島原出張所のみ設置

【県北地区】

- ・県北振興局(管理部、税務部、保健部、商工水産部、農林部、建設部)に集約
- ・従前の県北振興局田平土木事務所及び大瀬戸土木事務所は本所建設部に集約(維持管理を担う田平土木維持管理事務所、大瀬戸土木維持管理事務所を配置)

【離島地区(五島、舌岐、対馬)】

- ・各地区に設置する振興局(管理部(税務含む)、保健部、農林水産部、建設部)に集約
- ・五島振興局には上五島支所(保健部、建設部)を設置

県南地区
↓
当面3地区
で再編

県北地区
離島地区
↓
再編実施
(最終形)

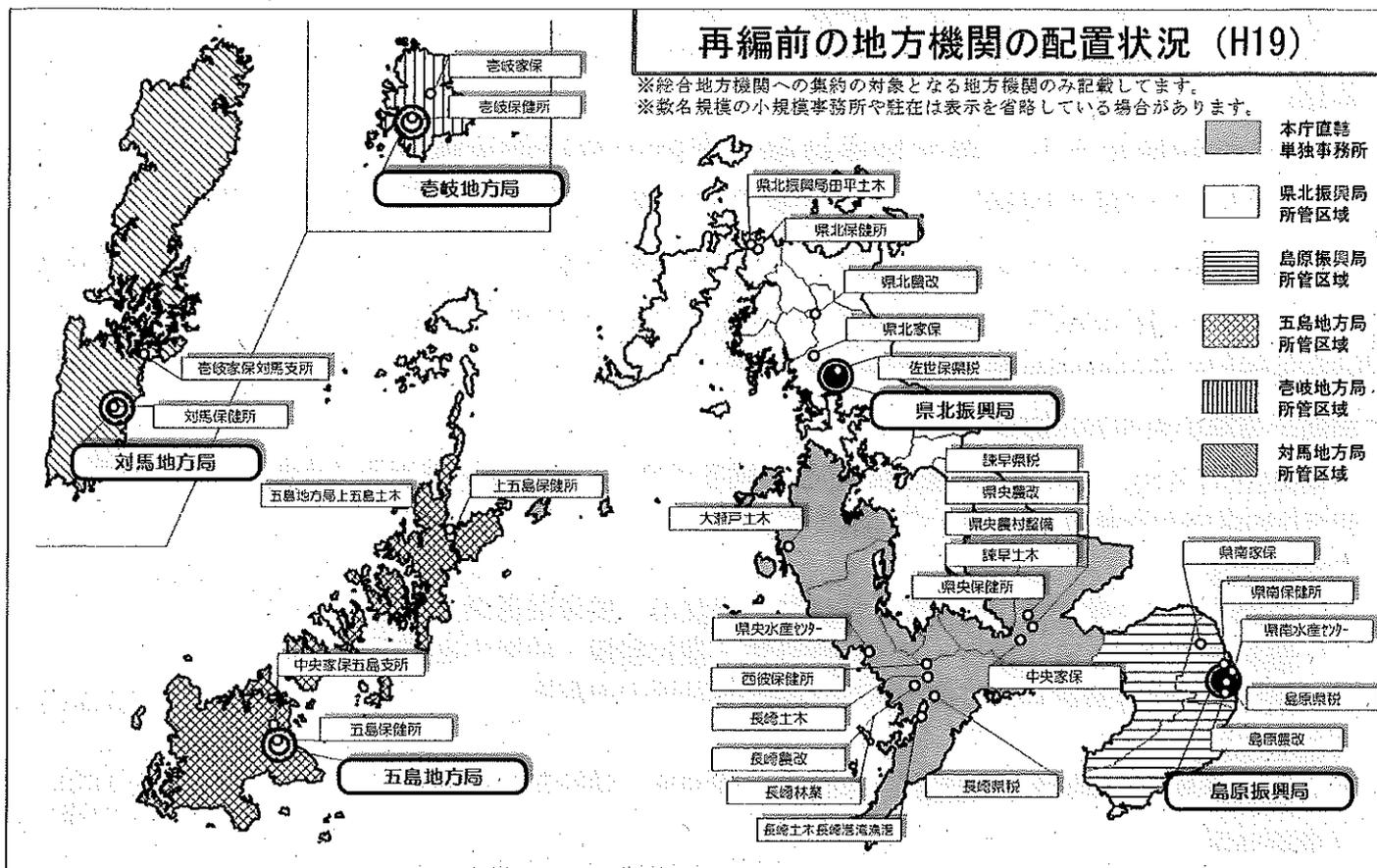
<参考>再編前後の所管区域面積の状況

再編前		
地方機関	基本的な所管区域	面積(km ²)
(本庁直轄)	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町	1,165.55
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	467.39
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	1,017.02

当面の再編			最終の再編	
地方機関	基本的な所管区域	面積(km ²)	地方機関	面積(km ²)
長崎振興局	長崎市、長与町、時津町	455.53	県南地域事務所	1,391.35
県央振興局	諫早市、大村市	468.43		
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	467.39	県北振興局	1,258.61
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	1,258.61		

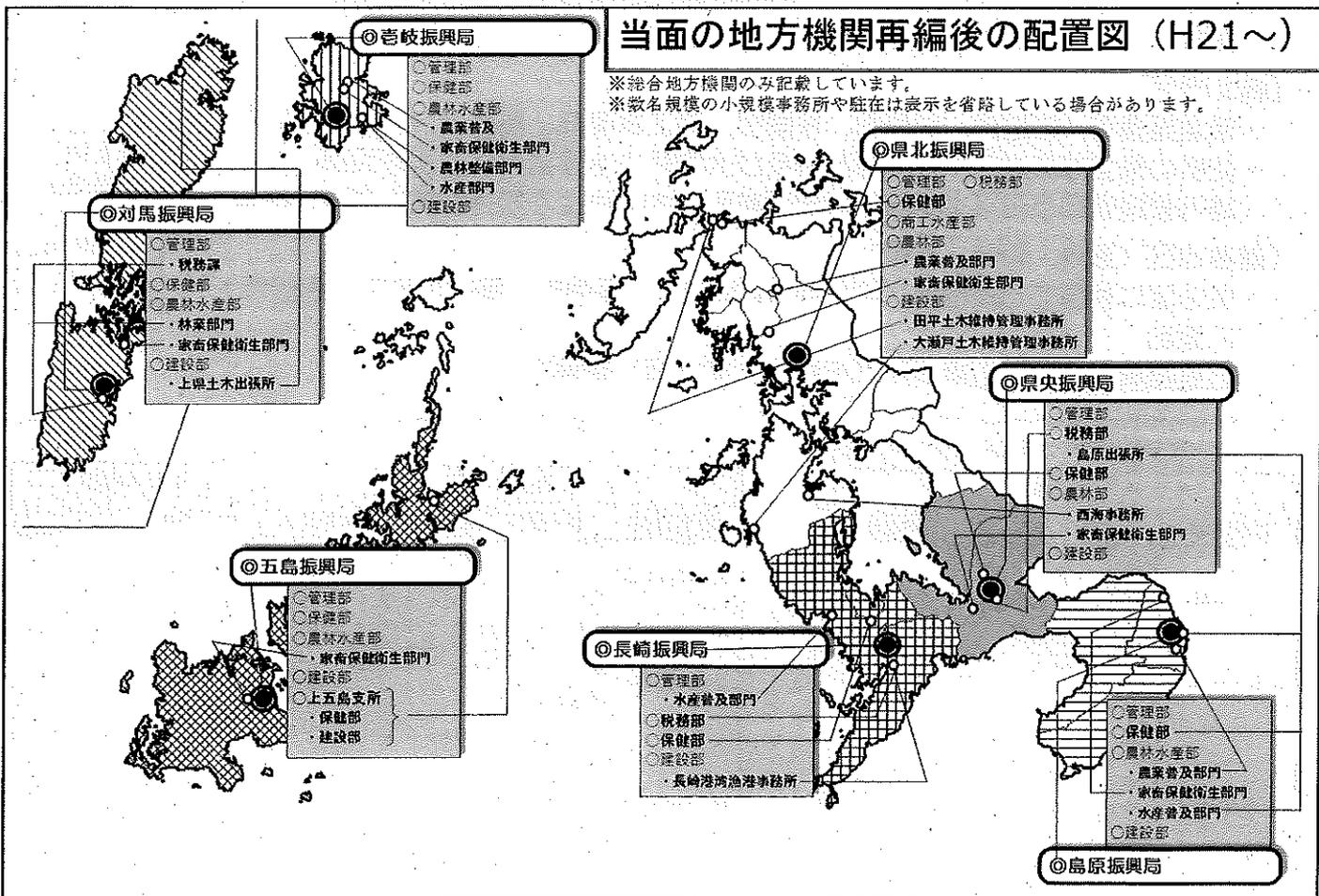
再編前の地方機関の配置状況 (H19)

※総合地方機関への集約の対象となる地方機関のみ記載しています。
 ※数名規模の小規模事務所や駐在は表示を省略している場合があります。



当面の地方機関再編後の配置図 (H21～)

※総合地方機関のみ記載しています。
 ※数名規模の小規模事務所や駐在は表示を省略している場合があります。



II 振興局のあり方を検討するうえで考慮すべき要素

Point

- 厳しさを増す財政状況を踏まえると、さらなる組織の効率化が必要であり、また老朽化する振興局庁舎の対応等も考慮すると、県南地区の再編は実施する必要
- 一方で、災害対応機能を有する地方機関の適正配置や今後の県と市町の役割分担などの課題についても、十分に検討する必要

1. 県南地区の再編の必要性

(1) 厳しさを増す財政状況への対応

県財政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、さらなる行財政改革の取組として、組織集約による効率化が必要であり、県南地区集約は実施する必要がある。

(2) 防災拠点としての振興局庁舎の確保

県南地区集約の対象機関である長崎・県央・島原振興局の各庁舎は老朽化が進んでいるが、それぞれが地域の防災拠点としての機能を担っているため、再編に併せて、耐震性を備えた庁舎を建設し、災害時に機能を発揮できるような環境を整備する必要がある。

建物名	土地面積(m ²)	建物延床面積(m ²)	地上	建築年度	経過年数	耐震化
長崎振興局 (大橋庁舎)	2,990.91	5,158.05	5	昭和35年	58年	未改修
県央振興局	4,569.18	4,513.58	4	昭和37年	56年	未改修
島原振興局	2,669.34	3,615.12	4	昭和41年	52年	改修済

(3) 生活圏域の広域化等を踏まえた地方機関の適正配置

県南地区においては、高速道路の延伸・拡幅や島原道路の一部が供用されるなど、順次交通の利便性が高くなり、住民の生活圏域も広域化してきている。また、各種行政サービスにICTの活用を進めてきており、今後もさらにAI・IoT等の活用が見込まれ、人員の削減と時間距離の短縮が進むことを踏まえると、地域に配置すべき組織・機能を縮小させていく必要がある。

2. 集約前に整理すべき事項

(1) 災害対応に配慮した地方機関の適正配置

近年は全国各地で豪雨災害が頻発し、その程度も甚大化してきていることから、災害対応機能を担う地方機関については、集約を行うとしてもどの程度の組織・機能を各地域に配置すべきであるかを検討する必要がある。

(2) 新庁舎の適正規模

県南地区の集約のためには新庁舎整備が必要であり、多額の経費を要することから、財政状況を見極めながら慎重に検討する必要がある。無駄のない適正規模の庁舎を建設する前提として、災害対応をはじめとする地域に必要な組織・機能の検討のほか、人口減少が進む中でも必要な行政サービスを維持・向上させていくために県と市町の役割分担のあり方まで踏み込んで効率的な体制を再構築するなど、長期的な課題も十分に検討する必要がある。

III 今後の方向性

Point

○**県南地域事務所庁舎は、諫早市内（諫早駅そば）に建設**

建設場所：諫早市から提示されている諫早市永昌東町の市先行取得用地内（諫早駅の北側、現県央振興局庁舎及び諫早総合病院西側に隣接）

○**県南地区再編後の体制と機能については、基本方針（平成20年3月策定）の考え方を基本としながら、振興局のあり方について検討したうえで再編の実施案を策定し、庁舎建設に向けた手続きに着手**

1. 課題となっていた「庁舎」について

県南地区の総合事務所庁舎（以下、県南地域事務所）の建設場所は、

諫早市から提示されている諫早市永昌東町の市先行取得用地内（諫早駅の北側、現県央振興局庁舎及び諫早総合病院西側に隣接） とする。

(1) 当該土地に建設する理由

① 諫早市の位置及び交通の利便性

- ・諫早市は、県の中央部に位置し、西部は長崎半島の、南部は島原半島のそれぞれ付け根にあたり、長崎県内の交通結節点としての役割を担っている。
- ・諫早市は、再編方針に掲げる県南地域事務所管内の中心に位置し、長崎・島原地区への幅広い対応が可能であり、県南地域事務所の設置場所として最適地。
- ・長崎地区へのアクセスは、高速道路延伸・拡幅や長崎南環状線一部開通等により向上している。今後も西彼杵道路等の開通によりさらに向上すると考えられる。
- ・島原地区へのアクセスは、地域高規格道路「島原道路」が一部供用され向上しており、今後も順次完成・共用されていくことで、さらに向上していくものと考えられる。現在の道路事情を前提としても、当該土地から管内で最も遠い地区まで車で約1時間20分で移動が可能な場所に位置している。
- ・諫早市はJRや島原鉄道、長崎県営バス（県央バス）や島鉄バスの公共交通も充実し、長崎空港にも近接するなど利便性が高い。

（参考）本土地区振興局の本庁舎位置から所管地区最遠地区までの所要時間等

現 行					
振興局	所管市町	庁舎位置	最遠地域		
			地区名	距離 (km)	所要時間
長崎振興局	長崎市、時津町、長与町	長崎市大橋町	長崎市野母町	29.3	52分
県央振興局	諫早市、大村市	諫早市永昌東町	諫早市佐瀬	23.2	42分
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	島原市城内	南島原市口之津町乙早崎名	40.2	60分
(参考) 県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、小値賀町	佐世保市木場田町	平戸市宮ノ浦地区	72.1	101分

再 編 後					
振興局	所管市町	庁舎位置	最遠地域		
			地区名	距離 (km)	所要時間
県南地域事務所	長崎市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、時津町、長与町	諫早市永昌東町	長崎市野母町	49.1	68分
			長崎市神浦口福町	52.3	76分
			南島原市南有馬町	52.9	77分
			甲吉川		

※「所管市町」：長崎県振興局設置条例の本則による。（部門によっては、これとは異なる所管市町となっている）
 ※「最遠地域」：離島地区を除く（池島、平島、的山大島等）
 ※距離・時間：Google位置情報検索による道路の最短距離および車による所要時間

② 当該土地の状況

- ・現在、諫早市から提示されている市が先行取得した土地は、諫早駅を中心としたJRや島原鉄道、バスといった公共交通機関の拠点にも近接しており、利用者の利便性が高い。
- ・当該土地は2.6haと広大であり、その一部を活用することとなるが、県南地域集約化に必要な面積を十分確保できる。仮庁舎の建設も不要であり、移転も容易に行うことができるため、建設・移転経費の面でも財政的に優位性がある。

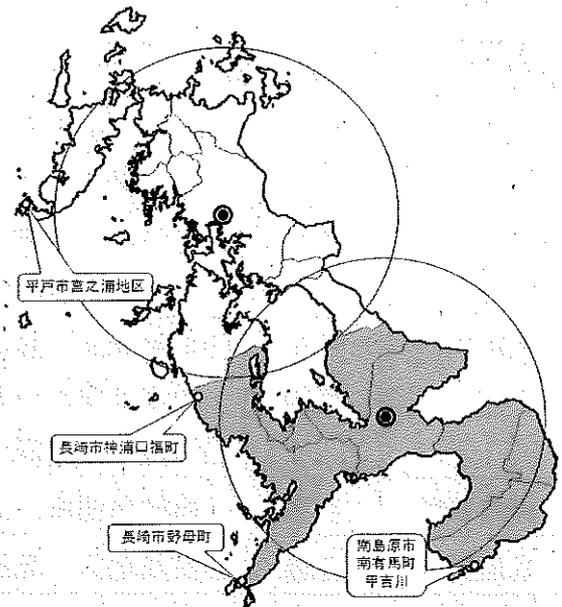
(2) 庁舎の建設規模等

- 仮に2.(2)「現時点における県南地区再編の考え方」に沿って集約を行った場合、県南地域事務所庁舎の建設規模等は、以下のとおり想定される。

- ・庁舎職員規模：450名～550名程度
- ・延床面積：12,000㎡～13,000㎡程度
- ・建設費用：40～50億円程度

※庁舎建設費のみ。これ以外に、庁舎解体経費や各種設備の移転・新設費用等が必要となる。

<参考> 振興局から直線距離で約30kmの地点を示す円



○直線距離30km県内は、道路最短ルートでは1時間以内で到達可能。
※離島地区は除く
※道路事情によっては到達できない地域もある。

2. 集約後の機能と体制の考え方

(1) 基本的な考え方

- II「振興局のあり方を検討するうえで考慮すべき要素」に示すとおり、県南地区の再編は実施する必要があるものの、一方で整理しなければならない課題が残っており、現時点ですぐに県南地区を集約する新庁舎の建設に着手することは困難である。
- このため、県南地区再編後の機能と体制は、基本方針の考え方を基本としながら、まずは災害対応も踏まえた地方機関の適正配置や県と市町の役割分担見直しなどの課題整理を行い、その検討結果を踏まえて整理することとする。
- また、その検討結果を踏まえ、県南地区以外の振興局体制も適宜見直しを検討する。

(2) 現時点における県南地区再編の考え方

- 現時点では、基本方針に沿った県南地区再編後の機能と体制の考え方は、概ね以下のとおりとなる。
- 今後は、この考え方に対するご意見や、残された課題の検討結果を踏まえ、県南地区集約の実施案を検討していく。

【部門別の整理】

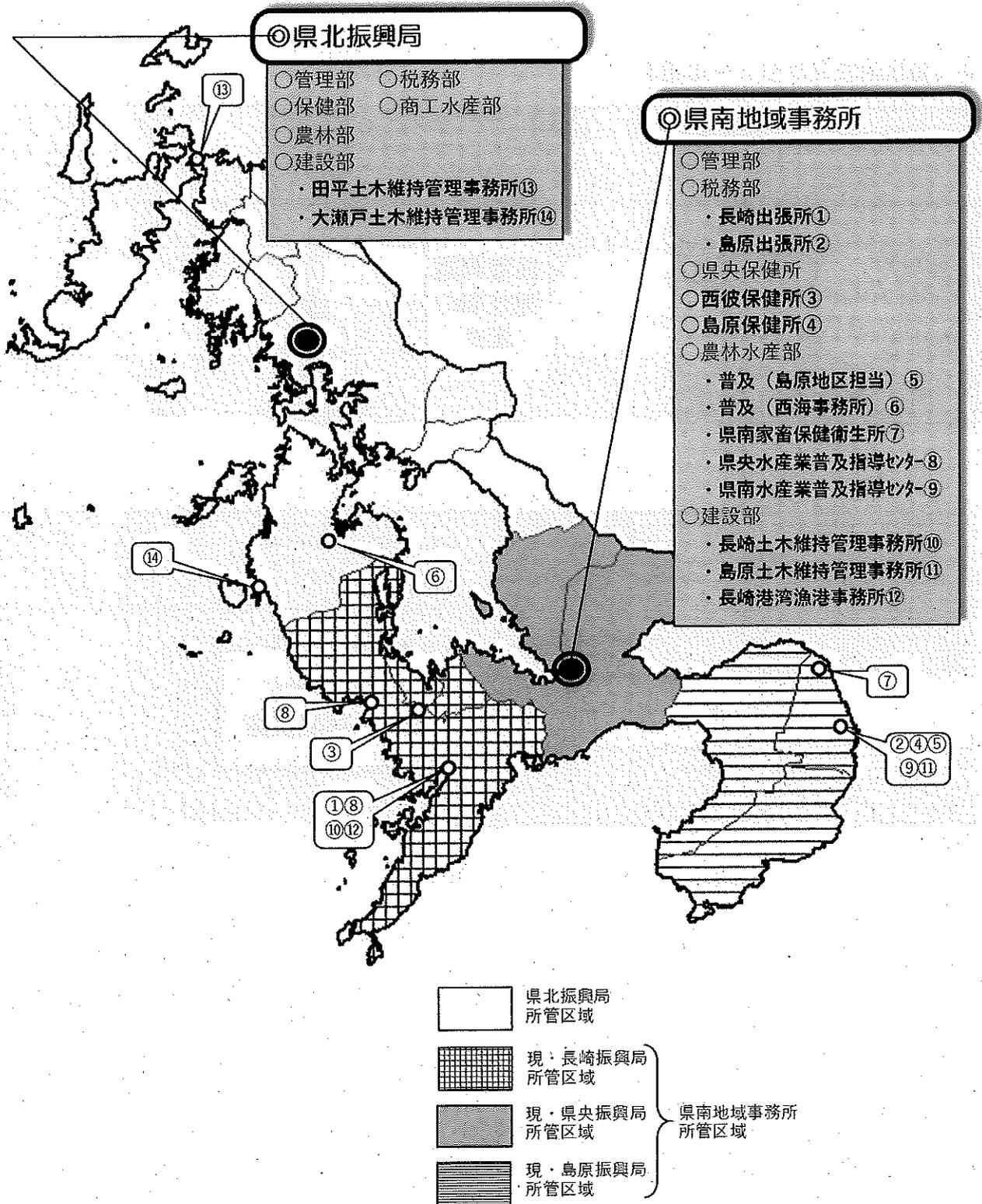
部門名	方向性	機能・体制の考え方
管理部門	集約	○総務・経理事務（災害対策地方本部機能含む）は県南地域事務所 所に集約
地域づくり 部門	集約	○人口減少対策等にかかる施策（事業）を集中的に取り組み、体制 としては当面、県南地域事務所に集約
税務部門	一部 集約	○長崎地区、島原地区は窓口機能のみを出張所として配置（業務 内容は現在の島原出張所と同様） ○その他は県南地域事務所に集約
保健部門	存置	○西彼保健所、県央保健所、県南保健所は当面、現行の機能を維持
水産部門	存置	○長崎地区、島原地区の普及指導センターは、現行の機能を維持
農林部門	一部 集約	○普及業務、家畜保健衛生業務については、島原地区を担当する所 属を島原地域に配置 ○その他は県南地域事務所に集約
建設部門	一部 集約	○災害時の対応や県民相談窓口となる維持管理部門は、長崎地区、 島原地区に配置 ○雲仙普賢岳の防災・減災対策機能を島原地区に配置 ○長崎地区、島原地区の重要な大規模プロジェクトについては、現 場事務所での対応を検討 ○その他は県南地域事務所に集約

【地域別の整理】

区分	部門
長崎地区に 配置	○税務窓口機能 ○保健所 ○水産業普及指導センター ○土木維持管理機能 ○長崎港湾漁港事務所 ○大規模プロジェクトを所管する事務所 等
島原地区に 配置	○税務窓口機能 ○保健所 ○水産業普及指導センター ○農業普及機能 ○家畜保健衛生所 ○土木維持管理機能 ○雲仙普賢岳の防災・減災対策機能 ○大規模プロジェクトを所管する事務所 等
諫早本庁舎 に集約	○上記以外の機能

<参考>基本方針に沿った再編後の姿

※県と市町の役割分担見直し等を未検討である現段階での案



3. 今後のスケジュール

(1) 基本的な流れ

- ① 振興局のあり方について検討
- ② 県南地区の再編の実施案を策定
- ③ 県南地区を集約する庁舎の設計・建設
- ④ 県南地区の再編を実施

(2) 具体的なスケジュール想定

